

原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会における 調査審議事項（案）について

令和 2 年 9 月 3 0 日
原 子 力 規 制 庁

令和 2 年度第 7 回原子力規制委員会（令和 2 年 5 月 2 8 日）において指摘のあった自然ハザード全般に関する情報収集、分析等の取扱いについて原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会において、あわせて、核燃料施設事業者の火山モニタリング結果に対する評価等について核燃料安全専門審査会において、それぞれ新たに審議することとし、別添のとおり調査審議事項案を作成したので審議いただきたい。

原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会における 調査審議事項（案）

令和2年9月30日
原子力規制委員会

原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）に基づき設置された原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会について、同法第14条及び第18条に基づき、原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会に対し、令和2年6月10日付けで指示した調査審議事項に加え、以下の調査審議事項を指示する。

- 地震・津波等の事象に関し、国内外で発生した災害、行政機関等が発表した知見等に係る情報の収集・分析結果をもとに、規制上の対応の要否について調査審議を行い、助言を行うこと。
- 火山事象に関し、国内外で発生した災害、行政機関等が発表した知見等に係る情報の収集・分析結果をもとに、規制上の対応の要否について調査審議を行い、助言を行うこと。

上記に加え、核燃料安全専門審査会に対し、以下の調査審議事項を指示する。

- 核燃料施設事業者の火山モニタリング結果に対する原子力規制委員会の評価について調査審議を行い、助言を行うこと。

原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会における 調査審議事項

令和2年6月10日
原子力規制委員会

原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）に基づき設置された原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会について、同法第14条及び第18条に基づき、原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会に対し、以下の調査審議事項を指示する。ただし、5.については、原子炉安全専門審査会に対してのみ指示する。

記

1. 国内外で発生した事故・トラブル及び海外における規制の動向に係る情報の収集・分析を踏まえた対応の要否について調査審議を行い、助言を行うこと。
2. 令和2（2020）年1月に実施されたIRRS（IAEAの総合規制評価サービス）のフォローアップミッションの結論（輸送に係る結論を含む）を受けた、原子力規制委員会の対応状況について評価や助言を行うこと。
3. 令和2（2020）年4月に施行された新たな原子力規制検査制度に係る規制機関及び事業者における実施状況について調査審議を行い、助言を行うこと。
4. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の29の規定に基づく発電用原子炉設置者が行う発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価について事業者から聴取し、その活用方法に関し、助言を行うこと。
5. 発電用原子炉設置者の火山モニタリング結果に対する原子力規制委員会の評価について調査審議を行い、助言を行うこと。

**原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の
審査委員の任命について(案)**

令和 2 年 9 月 3 0 日
原子力規制委員会

原子力規制委員会設置法（平成 2 4 年法律第 4 7 号）第 1 5 条第 2 項の規定に基づき、別紙 1 に掲げる者を原子炉安全専門審査会の審査委員に、同法第 1 9 条第 2 項において準用する同法第 1 5 条第 2 項の規定に基づき、別紙 2 に掲げる者を核燃料安全専門審査会の審査委員に、それぞれ任命することとする。

原子炉安全専門審査会審査委員

- うちやま まゆき
内山 眞幸 東京慈恵会医科大学放射線医学講座 教授
- おおいがわ ひろゆき
大井川 宏之 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究部門 副部門長 兼 原子力科学研究所長
- ※ ● おがわ やすお
小川 康雄 国立大学法人東京工業大学理学院火山流体研究センター 教授
同センター センター長
- ※ ● かつた ただひろ
勝田 忠広 明治大学法学部 専任教授
- かんた れいこ
神田 玲子 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
高度被ばく医療センター 副センター長
放射線医学総合研究所放射線防護情報統合センター センター長
- せきむら なおと
関村 直人 国立大学法人東京大学 副学長
大学院工学系研究科原子力国際専攻 教授
- ※ ● たかだ つよし
高田 毅士 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
安全研究・防災支援部門 リスク情報活用推進室長
- たかはし まこと
高橋 信 国立大学法人東北大学大学院工学研究科
技術社会システム専攻 教授
- ながい やすよし
永井 康介 国立大学法人東北大学金属材料研究所 教授
附属量子エネルギー材料科学国際研究センター センター長
- なかがわ としこ
中川 聡子 東京都市大学 名誉教授
- なかじま けん
中島 健 国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所 教授
- ※ ◎ ひさだ よしあき
久田 嘉章 学校法人工学院大学建築学部まちづくり学科 教授
- ほうはら しんや
芳原 新也 学校法人近畿大学原子力研究所 准教授
- ※ ● まつお あきこ
松尾 亜紀子 慶應義塾大学理工学部 教授

- | | | | |
|-----|------------|--------------|---|
| | まるやま
丸山 | ゆう
結 | 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
安全研究・防災支援部門安全研究センター 副センター長 |
| ※ | みやまち
宮町 | ひろき
宏樹 | 国立大学法人鹿児島大学学術研究院理工学域理学系 教授 |
| ● | むらまつ
村松 | けん
健 | 東京都市大学工学部 客員教授 |
| ※ ◎ | やまおか
山岡 | こうしゅん
耕 春 | 国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学大学院環境学研究科
教授 |
| ※ ● | よしだ
吉田 | ひろこ
浩子 | 国立大学法人東北大学大学院薬学研究科 准教授 |
| ※ ● | よしはし
吉橋 | さちこ
幸子 | 国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学核燃料管理施設
准教授 |
| ● | よねおか
米岡 | ゆうこ
優子 | 前 公益財団法人日本適合性認定協会 専務理事・事務局長 |

合計 21 名（敬称略、50 音順）

◎は、新任

○は、再任（任期は令和 2 年 11 月 20 日まで）

●は、任命手続中（令和 2 年 8 月 19 日委員会決定、10 月 1 日発令予定）

無印は、任期中（今回の任命対象ではない）

新任予定者、再任予定者の発令日は、令和 2 年 11 月 21 日を予定している。

※は、核燃料安全専門審査会審査委員の兼任を示す。

核燃料安全専門審査会審査委員

- うねさき ひろのぶ
宇根崎 博信 国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所 教授
- えのきだ よういち
榎田 洋一 国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学大学院工学研究科
教授
- ※ ◎ おがわ やすお
小川 康雄 国立大学法人東京工業大学理学院火山流体研究センター 教授
同センター センター長
- ※ ● かつた ただひろ
勝田 忠広 明治大学法学部 専任教授
- きりしま あきら
桐島 陽 国立大学法人東北大学多元物質科学研究所 教授
- くらさき けん
黒崎 健 国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所 教授
- すみ み な こ
角 美奈子 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター放射線治療科
部長
- たかぎ いくじ
高木 郁二 国立大学法人京都大学大学院工学研究科 教授
- ※ ● たかだ つよし
高田 毅士 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
安全研究・防災支援部門 リスク情報活用推進室長
- なかむら たけひこ
中村 武彦 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
安全研究・防災支援部門安全研究センター センター長
- ※ ◎ ひさだ よしあき
久田 嘉章 学校法人工学院大学建築学部まちづくり学科 教授
- ※ ● まつお あきこ
松尾 亜紀子 慶應義塾大学理工学部 教授
- ※ ◎ みやまち ひろき
宮町 宏樹 国立大学法人鹿児島大学学術研究院理工学域理学系 教授
- やまもと あきお
山本 章夫 国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学大学院工学研究科
教授
- ※ ◎ やまおか こうしゅん
山岡 耕春 国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学大学院
環境学研究科 教授

※ ● よしだ ひろこ
吉田 浩子 国立大学法人東北大学大学院薬学研究科 准教授

※ ● よしはし さちこ
吉橋 幸子 国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学核燃料管理施設
准教授

合計 17 名（敬称略、50 音順）

◎は、新任

○は、再任（任期は令和2年11月20日まで）

●は、任命手続中（令和2年8月19日委員会決定、10月1日発令予定）

無印は、任期中（今回の任命対象ではない）

新任予定者、再任予定者の発令日は、令和2年11月21日を予定している。

※は、原子炉安全専門審査会審査委員の兼任を示す。

原子炉安全専門審査会審査委員候補者略歴

令和 2 年 9 月 3 0 日
原子力規制庁

氏名 (年齢※ ¹) 主たる専門分野※ ²	現職	主な職歴
<p>たかはし まこと 高橋 信 (56 歳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉 ・ 人的、組織的要因 (ヒューマンファクター) ・ 原子力以外の産業における安全 ・ その他、原子炉の安全に関連する分野 (サイバーセキュリティ)・ 	<p>国立大学法人東北大学 大学院工学研究科技術社会システム専攻 教授</p> <hr/> <p>(他組織委員等)</p> <p>2013 年～ 技術研究組合制御システムセキュリティセンター 東北多賀城本部長</p> <p>2013 年～ 青森県原子力政策懇話会 委員</p>	<p>1992 年 京都大学原子エネルギー研究所 助手</p> <p>1996 年 京都大学大学院エネルギー科学研究科 助手 (改組)</p> <p>1996 年 東北大学工学部量子エネルギー工学科助手</p> <p>2000 年 東北大学大学院工学研究科量子エネルギー工学専攻 助教授</p> <p>2001 年 東北大学大学院工学研究科技術社会システム専攻 助教授 (配置換え)</p> <p>2007 年 東北大学大学院工学研究科技術社会システム専攻 准教授</p> <p>2012 年 現職</p>

氏名 (年齢※ ¹) 主たる専門分野※ ²	現職	主な職歴
ながい やすよし 永井 康介 (50 歳) ・放射線 ・原子炉材料の健全性に係る分野	国立大学法人東北大学金属材料研究所 教授 附属量子エネルギー材料科学国際研究センター センター長、高エネルギー加速器研究機構物質構造科学研究所 教授	2001 年 東北大学金属材料研究所 助教授 2007 年 東北大学金属材料研究所 准教授 (名称変更) 2009 年 現職 (同研究所 教授) 2015 年 現職 (附属量子エネルギー材料科学国際研究センター センター長)
	(他組織委員等) 2019 年～ 原子力人材育成推進事業費補助金審査評価委員 (文部科学省)	2017 年 現職 (高エネルギー加速器研究機構物質構造科学研究所 教授)

氏名 (年齢※ ¹) 主たる専門分野※ ²	現職	主な職歴
<p>ひさだ よしあき 久田 嘉章 (59 歳)</p> <p>・ 自然災害（地震、津波等） ・ 原子力以外の産業における安全</p>	<p>学校法人工学院大学建築学部 まちづくり学科 教授</p> <p>(他組織委員等)</p> <p>2011 年～ 文部科学省地震 調査研究推進本 部調査観測計画 部会 委員</p> <p>2016 年～ 内閣府相模トラ フ沿いの巨大地 震等による長周 期地震動検討会 委員</p> <p>2020 年～ 東京都防災会議地 震部会東京都震災 対策現況調査 ア ドバイザー</p> <p>2020 年～ 原子力規制委員 会建物・構築物 の免震構造に関 する検討チーム 外部専門家</p>	<p>1989 年 学校法人早稲田大学工学部建 築学科 研究助手</p> <p>1992 年 Univ. of Southern California, Dept. of Earth Sciences, Research Associate</p> <p>1995 年 学校法人工学院大学建築学科 専任講師</p> <p>1998 年 学校法人工学院大学建築学科 助教授</p> <p>2003 年 学校法人工学院大学建築学科 教授</p> <p>2011 年 現職</p> <p>(他組織委員等)</p> <p>2011～2012 年 気象庁 長周期地震動 に関する情報のあり方 検討会 委員</p> <p>2011～2013 年 東京都 防災会議地震 部会 委員</p> <p>2012～2013 年 内閣府 首都直下地震 対策検討首都直下地震 対策検討WG 委員</p> <p>2012～2019 年 気象庁 長周期地震 動に関する情報検討 会 委員</p> <p>2014～2015 年 内閣府 南海トラフ の巨大地震モデル検 討会 首都直下地震 モデル検討会合同会 議 有識者</p> <p>2017～2017 年 原子力規制委員会 使用済燃料輸送・貯蔵 兼用キャスク貯蔵に関 する検討チーム 外部 専門家</p> <p>2018～2019 年 原子力規制委員会 震 源を特定せず策定する 地震動に関する検討チ ーム 外部専門家</p>

氏名 (年齢※ ¹) 主たる専門分野※ ²	現職	主な職歴
やまおか こうしゆん 山岡 耕春 (62歳) ・自然災害(地震、津波等)	国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学大学院環境学研究科 教授 (他組織委員等) 2007年～ 国土地理院 地震予知連絡会 委員 2017年～ 文部科学省 科学技術学術審議会防災科学技術委員会 委員 2018年～ 気象庁 南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会 委員	1986年 国立大学法人東京大学地震研究所 助手 1991年 国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学理学部 助教授 2004年 国立大学法人東京大学地震研究所 教授 2007年 現職 (他組織委員等) 2007～2019年 気象庁 火山噴火予知連絡会 委員 2008～2012年 文部科学省 科学官 2011～2015年 内閣府 南海トラフ巨大地震モデル検討会 委員

(敬称略、50音順)

※1:「年齢」は、就任時(令和2年11月21日)における年齢。

※2:「主たる専門分野」とは、平成25年度第41回原子力規制委員会(平成26年2月5日)資料1「原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の設置について」における「原子炉安全専門審査会、核燃料安全専門審査会委員を選定する分野」に示された分野を踏まえ、候補者が記載したもの。

核燃料安全専門審査会審査委員候補者略歴

令和2年9月30日
原子力規制庁

氏名 (年齢※ ¹) 主たる専門分野※ ²	現職	主な職歴
<p>うねさき ひろのぶ 宇根崎 博信 (58歳)</p> <p>・原子炉工学 ・核燃料物質 (核セキュリティを含む)</p>	<p>国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所 教授</p> <p>同学エネルギー科学研究科社会・環境科学専攻 教授</p> <p>(他組織委員等)</p> <p>2010年～ 愛媛県 伊方原子力発電所環境安全管理委員会委員</p> <p>2010年～ 近畿大学 近畿大学原子力研究所原子炉施設安全委員会委員</p> <p>2011年～ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核不拡散科学技術フォーラム委員</p> <p>2013年～ 大阪大学工学部工学研究科 工学部放射線安全委員会委員</p> <p>2013年～ 国土交通省自動車局 放射性物質陸上輸送技術検討委員会</p> <p>2016年～ 公益財団法人若狭湾エネルギー研究センター 福井県国際原子力人材育成ネットワーク協議委員会</p>	<p>1989年 京都大学助手原子炉実験所助手</p> <p>2002年 京都大学助教授原子炉実験所助教授</p> <p>2009年 現職</p> <p>(他組織委員等)</p> <p>2011～2017年 富山県 富山県防災会議原子力災害対策部会専門委員</p> <p>2011～2016年 鳥取県原子力防災専門家会議委員</p> <p>2016～2017年 公益財団法人原子力安全技術センター 核燃料物質等の陸上輸送における個人の信頼性確認制度の運用に関する調査検討委員会委員</p> <p>2017～2018年 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 海上輸送における核物質防護等に関する検討会委員</p>

氏名 (年齢※1) 主たる専門分野※2	現職	主な職歴
えのきだ よういち 榎田 洋一 (62 歳) ・核燃料物質 ・放射性廃棄物 ・その他、核燃料、廃棄物の安全に関連する分野（核セキュリティを含む）	国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学大学院工学研究科 教授 (他組織委員等) 2020 年～ 原子力規制庁 安全研究に係る技術評価検討会委員	1984 年 東京大学 助手 1987 年 東京大学 講師 1989 年 東京大学 助教授 1990 年 米国オークリッジ国立研究所 客員研究員 1993 年 三菱重工業(株)社員 1996 年 名古屋大学 准教授 2001 年 現職 (他組織委員等) 2004～2005 年 文部科学省大学設置分科会審査会 委員 2007～2008 年 経済産業省総合資源エネルギー調査会臨時委員 2007～2008 年 内閣府原子力安全委員会原子力施設等防災専門部会 委員 2007～2009 年 福井県原子力安全専門委員 2005～2008 年 文部科学省科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会 原子力分野の研究開発に関する委員会 委員 2018～2019 年 原子力規制庁 安全研究に係る技術評価検討会 委員 2014～2016 年 同庁 原子力災害事前対策等に関する検討チーム会合委員 2015～2017 年 日本原子力学会理事

氏名 (年齢※ ¹) 主たる専門分野※ ²	現職	主な職歴
おがわ やすお 小川 康雄 (62 歳) ・自然災害(地震、津波等)	国立大学法人東京工業大学理学院火山流体研究センター教授 同センター センター長	1983 年 通商産業省工業技術院地質調査所(現:産業技術総合研究所) 主任研究官 1993 年 カナダ国地質調査所 客員研究員 2001 年 現職(東京工業大学理学院火山流体研究センター 教授) 2019 年 現職(同センター センター長)
	(他組織委員等) 2005 年～ 草津白根山防災協議会 専門委員 2018 年～ 気象庁 火山噴火予知連絡会草津白根山部会 委員 2020 年～ 同部会 副部会長	(他組織委員等) 2005～2017 年 国土地理院 地震予知連絡会 委員 2018～2019 年 国土交通省 本白根山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会 委員

氏名 (年齢※ ¹) 主たる専門分野※ ²	現職	主な職歴
<p>ひさだ よしあき 久田 嘉章</p> <p>(59 歳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然災害（地震、津波等） ・ 原子力以外の産業における安全 	<p>学校法人工学院大学建築学部 まちづくり学科 教授</p>	<p>1989 年 学校法人早稲田大学工学部建築学科 研究助手</p> <p>1992 年 Univ. of Southern California, Dept. of Earth Sciences, Research Associate</p> <p>1995 年 学校法人工学院大学建築学科 専任講師</p> <p>1998 年 学校法人工学院大学建築学科 助教授</p> <p>2003 年 学校法人工学院大学建築学科 教授</p> <p>2011 年 現職</p>
	<p>(他組織委員等)</p> <p>2011 年～ 文部科学省地震調査研究推進本部調査観測計画部会 委員</p> <p>2016 年～ 内閣府相模トラフ沿いの巨大地震等による長周期地震動検討会 委員</p> <p>2020 年～ 東京都防災会議地震部会東京都震災対策現況調査アドバイザー</p> <p>2020 年～ 原子力規制委員会建物・構築物の免震構造に関する検討チーム 外部専門家</p>	<p>(他組織委員等)</p> <p>2011～2012 年 気象庁 長周期地震動に関する情報のあり方検討会 委員</p> <p>2011～2013 年 東京都 防災会議地震部会 委員</p> <p>2012～2013 年 内閣府 首都直下地震対策検討首都直下地震対策検討WG 委員</p> <p>2012～2019 年 気象庁 長周期地震動に関する情報検討会 委員</p> <p>2014～2015 年 内閣府 南海トラフの巨大地震モデル検討会 首都直下地震モデル検討会合同会議 有識者</p> <p>2017～2017 年 原子力規制委員会 使用済燃料輸送・貯蔵兼用キャスク貯蔵に関する検討チーム 外部専門家</p> <p>2018～2019 年 原子力規制委員会 震源を特定せず策定する地震動に関する検討チーム 外部専門家</p>

氏名 (年齢※ ¹) 主たる専門分野※ ²	現職	主な職歴
<p>みやまち ひろき 宮町 宏樹 (62歳)</p> <p>・自然災害(地震、津波等)</p>	<p>国立大学法人鹿児島大学学術 研究院理工学域理学系 教授</p>	<p>1985年 北海道大学理学部 助手</p> <p>1990年 鹿児島大学理学部 助手</p> <p>1993年 鹿児島大学理学部 助教授</p> <p>2004年 鹿児島大学理学部 教授</p> <p>2005年 鹿児島大学理学部附属南西島 弧地震火山観測所 所長</p> <p>2009年 鹿児島大学大学院理工学研究 科 教授</p> <p>2015年 現職</p>
	<p>(他組織委員等)</p> <p>2016年～ 鹿児島県 原子 力安全・避難計 画等防災専門委 員会 座長</p>	<p>(他組織委員等)</p> <p>2005～2008年 宮崎県 防災会議地 震専門部会 専門委員</p> <p>2005～2006年 鹿児島県 桜島爆発 災害対策連絡会 委員</p> <p>2016～2020年 原子力規制委員会 原子炉安全専門審査 会 臨時委員</p>

氏名 (年齢※ ¹) 主たる専門分野※ ²	現職	主な職歴
やまおか こうしゅん 山岡 耕春 (62歳) ・自然災害(地震、津波等)	国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学大学院環境学研究科 教授	1986年 国立大学法人東京大学地震研究所 助手 1991年 国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学理学部 助教授 2004年 国立大学法人東京大学地震研究所 教授 2007年 現職
	(他組織委員等) 2007年～ 国土地理院 地震予知連絡会 委員 2017年～ 文部科学省 科学技術学術審議会防災科学技術委員会委員 2018年～ 気象庁 南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会 委員	(他組織委員等) 2007～2019年 気象庁 火山噴火予知連絡会 委員 2008～2012年 文部科学省 科学官 2011～2015年 内閣府 南海トラフ巨大地震モデル検討会 委員

(敬称略、50音順)

※1:「年齢」は就任時(令和2年11月21日)における年齢。

※2:「主たる専門分野」とは、平成25年度第41回原子力規制委員会(平成26年2月5日)資料1「原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の設置について」における「原子炉安全専門審査会、核燃料安全専門審査会委員を選定する分野」に示された分野を踏まえ、候補者が記載したもの。

平成 25 年度第 41 回原子力規制委員会 資料 1 (抜粋)

原子炉安全専門審査会、核燃料安全専門審査会委員を選定する分野

原子炉安全専門審査会、核燃料安全専門審査会の委員は、以下に示す分野のうちから選定するものとする。なお、両審査会に調査審議を指示する事項を踏まえ、必要に応じ、委員を選定する分野を追加する。

○ 原子炉安全専門審査会

- ・ 原子炉
- ・ 放射線
- ・ 自然災害（地震、津波等）
- ・ 人的、組織的要因（ヒューマンファクター、品質保証等）
- ・ 原子力以外の産業における安全
- ・ その他、原子炉の安全に関連する分野（核セキュリティを含む）

○ 核燃料安全専門審査会

- ・ 核燃料物質
- ・ 放射性廃棄物
- ・ 放射線
- ・ 自然災害（地震、津波等）
- ・ 人的、組織的要因（ヒューマンファクター、品質保証等）
- ・ 原子力以外の産業における安全
- ・ その他、核燃料、廃棄物の安全に関連する分野（核セキュリティを含む）

○原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）（抜粋）

（審議会等）

第十三条 原子力規制委員会に、次の審議会等を置く。

原子炉安全専門審査会

核燃料安全専門審査会

- 2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより原子力規制委員会に置かれる審議会等は、放射線審議会とする。

（原子炉安全専門審査会）

第十四条 原子炉安全専門審査会は、原子力規制委員会の指示があった場合において、原子炉に係る安全性に関する事項を調査審議する。

第十五条 原子炉安全専門審査会は、政令で定める員数以内の審査委員をもって組織する。

2 審査委員は、学識経験のある者のうちから、原子力規制委員会が任命する。

3 審査委員は、非常勤とする。

4 審査委員の任期は、二年とする。

5 審査委員は、再任されることができる。

第十六条 原子炉安全専門審査会に、会長一人を置き、審査委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する審査委員がその職務を代理する。

第十七条 前三条に定めるもののほか、原子炉安全専門審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

（核燃料安全専門審査会）

第十八条 核燃料安全専門審査会は、原子力規制委員会の指示があった場合において、核燃料物質に係る安全性に関する事項を調査審議する。

第十九条 核燃料安全専門審査会は、政令で定める員数以内の審査委員をもって組織する。

2 第十五条第二項から第五項まで、第十六条及び第十七条の規定は、核燃料安全専門審査会について準用する。

○原子炉安全専門審査会令（平成二十四年政令第二百三十一号）

（組織）

- 第一条 原子力規制委員会設置法第十五条第一項の政令で定める員数は、三十人とする。
- 2 原子炉安全専門審査会（以下「審査会」という。）に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（臨時委員等の任命）

- 第二条 臨時委員は、学識経験を有する者のうちから、原子力規制委員会委員長が任命する。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、原子力規制委員会委員長が任命する。

（臨時委員等の任期等）

- 第三条 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 2 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 3 臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（部会）

- 第四条 審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき審査委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する審査委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する審査委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審査会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審査会の議決とすることができる。

（議事）

- 第五条 審査会は、審査委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 審査会の議事は、審査委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。

（資料の提出等の要求）

- 第六条 審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

- 第七条 審査会の庶務は、原子力規制委員会原子力規制庁において処理する。

（審査会の運営）

- 第八条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

○核燃料安全専門審査会令（平成二十四年政令第二百三十二号）

（組織）

- 第一条 原子力規制委員会設置法第十九条第一項の政令で定める員数は、二十人とする。
- 2 核燃料安全専門審査会（以下「審査会」という。）に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
 - 3 審査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（臨時委員等の任命）

- 第二条 臨時委員は、学識経験を有する者のうちから、原子力規制委員会委員長が任命する。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、原子力規制委員会委員長が任命する。

（臨時委員等の任期等）

- 第三条 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 2 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
 - 3 臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（部会）

- 第四条 審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき審査委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
 - 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する審査委員の互選により選任する。
 - 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
 - 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する審査委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
 - 6 審査会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審査会の議決とすることができる。

（議事）

- 第五条 審査会は、審査委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 審査会の議事は、審査委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。

（資料の提出等の要求）

- 第六条 審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

- 第七条 審査会の庶務は、原子力規制委員会原子力規制庁において処理する。

（審査会の運営）

- 第八条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

制定 平成26年2月5日 原規技発第1402051号 原子力規制委員会決定
改定 平成26年4月16日 原規規発第14041613号 原子力規制委員会決定
改正 平成29年11月22日 原規規発第1711224号 原子力規制委員会決定
改正 令和元年6月20日 原規規発第1906201号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会が、原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の委員の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件を次のように定める。

平成26年2月5日

原子力規制委員会

原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について

1. 目的

原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会は、原子炉又は核燃料物質に係る安全性に関する事項を調査審議することを目的として設置されるものであり、透明性・中立性を保った審議を行う必要があることから、その審査委員、臨時委員及び専門委員（以下「審査委員等」という。）の任命に当たっての要件等を定める。

2. 原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の要件

原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等は、原子炉又は核燃料物質の安全性に関して専門的知識及び経験並びに高い見識を有する者とし、その候補者の選定に当たっては、以下を欠格要件とする。ただし、特別な事項を調査審議等させるに当たって必要となる特定の専門分野の学識経験を有する者が限られる場合など、審査委員の候補者の選定に当たって相当の事由があると原子力規制委員会が認め、又は臨時委員及び専門委員の候補者の選定に当たって相当の事由があると原子力規制委員会委員長が認めるものについては、この限りではない。

なお、この場合については、その事由を公表する。

- ① 原子力事業者（原子力に係る加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行い、又は発電用原子炉を設置する者（独立行政法人、大学、公益社団法人及び公益財団法人を除く。）をいう。以下同じ。）の役員又は従業者である者
- ② 原子力事業者の子会社の役員又は従業者である者

- ③ 原子力事業者の団体（電気事業連合会、一般財団法人電力中央研究所及び一般社団法人日本原子力産業協会をいう。）の役員又は従業者である者
- ④ 原子力事業者と経済的に強いつながりが認められる原子炉設備メーカー（株式会社東芝、株式会社日立製作所及び三菱重工業株式会社をいう。）の役員又は従業者である者
- ⑤ 任命前の3年間（3. の自己申告日の属する年度の前の3年度及び当該申告年度の申告日までの期間をいう。以下同じ。）に、①から④までのいずれかであった者（非常勤かつ無報酬であった者を除く。）

3. 自己申告を求め、任命に際して情報公開する事項

原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等として任命するときは、当該候補者に別添1に従い、2. の欠格要件に該当しないこと及び次に掲げる事項について自己申告を求め、その任命後、その情報を公開する。当該任命された者が次年度以降も引き続き在任するときも、同様とする。

- ① 任命前の3年間において、同一の原子力事業者等（2. ①の「原子力事業者」、②の「子会社」、③の「団体」及び④の「原子炉設備メーカー」をいう。以下同じ。）から1年度あたり50万円以上の報酬等を受領している場合は、その旨及びその支払者
- ② 任命前の3年間において、個人の研究又は所属する研究室等に対し、原子力事業者等から寄附等を受けている場合は、その旨並びにその提供者及び金額

附 則

この規程は、平成26年2月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年11月22日から施行する。この規程による改正後の「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」は、施行日後に行う審査委員等の任命及びこれに係る自己申告から適用し、また、この改正の施行の際現に任命されている審査委員等に係る自己申告については、平成30年度分から適用する。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の
審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性の確保に関する自己申告書

申告日： 年 月 日

原子力規制委員会 殿

(所属及び役職)

(氏 名)

「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」に基づく自己申告について

<欠格要件について>

- 「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の2. ①から⑤までのいずれにも該当しません。

<報酬等の受領の有無等について>

- (A) 「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の3. ①及び②のいずれにも該当しません。
- (B) 「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の3. ①又は②のいずれかに該当します。

(備考)

- 1 上記の該当する□にチェックしてください。
- 2 (B)に該当する場合には、様式1に従って該当する項目にその内容を記入の上、提出してください。
- 3 申告日時点で(B)に該当しない場合でも、本自己申告日以降に(B)に該当することになった場合には、その時点で改めて自己申告書及び様式1を記入の上、提出してください。
- 4 任命後、自己申告書及び様式1に記載された情報(3により追加提出されたものを含む)は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。)の不開示要件に該当するものを除き、公開の対象とします。
- 5 なお、自己申告書及び様式1については、年度ごとに提出をお願いします。
- 6 氏名欄は、タイプによる印字等で記名してください(署名・押印は必要ありません。)

申告日： 年 月 日

原子力事業者等からの報酬等に関する申告

① 任命前の3年間※1における同一の原子力事業者等※2からの1年度あたり50万円以上の報酬等※3の受領の有無について

該当の有無	原子力事業者等の名称	提供年度
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		年度

※1：「任命前の3年間」とは、自己申告日の属する年度の前の3年度及び当該申告年度の申告日までの期間をいいます。

※2：「原子力事業者等」とは、「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の2. ①の「原子力事業者」、②の「子会社」、③の「団体」及び④の「原子炉設備メーカー」をいいます。

※3：「報酬等」には、名目の如何を問わず、同一の原子力事業者等から個人が受領する講演、原稿の執筆、技術支援及び外部有識者会議への参加等により得られる報酬などが含まれます。

②-1 任命前の3年間における個人の研究又は所属する研究室等に対する原子力事業者等からの寄附※4の有無について

該当の有無	原子力事業者等の名称	提供年度	研究テーマ名※5	使途	金額
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		年度			

②-2 任命前の3年間における個人の研究又は所属する研究室等に対する原子力事業者等からの委託・請負事業、又は原子力事業者等との共同研究※6の有無について

該当の有無	原子力事業者等の名称	実施年度	契約形態	研究テーマ名※5	使途	金額
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		年度	<input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 共同研究			

※4：「個人の研究又は所属する研究室等に対する原子力事業者等からの寄附」には、研究室等に所属する他の研究員宛ての奨学寄附金は含まれません。

※5：「研究テーマ名」について情報公開法上の不開示要件に該当することから不開示を希望する場合は、その理由を申告して下さい。その場合は、当該理由を公表します。

※6：「個人の研究又は所属する研究室等に対する原子力事業者等からの委託・請負事業、又は原子力事業者等との共同研究」に係る金額には、申告者が研究代表者等として行う研究費について、原子力事業者等以外の機関等を経由して間接的に得る研究費も含まれます。なお、国の研究の一部として行われる研究事業は含まれません。

(様式内に収まらない場合には、別葉に御記載願います。)

原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の 臨時委員及び専門委員の任命手続について

令和 2 年 9 月 3 0 日
原 子 力 規 制 庁

原子炉安全専門審査会令（平成 2 4 年政令第 2 3 1 号。以下「炉安審令」という。）第 2 条及び核燃料安全専門審査会令（平成 2 4 年政令第 2 3 2 号。以下「燃安審令」という。）第 2 条の規定に基づき、下記のとおり、原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の臨時委員及び専門委員を任命することとし、それぞれ原子力規制委員会委員長による任命手続を進めることとする。

（1）火山事象に係る臨時委員及び専門委員

炉安審令第 2 条第 1 項及び燃安審令第 2 条第 1 項の規定に基づき、別記 1 に掲げる者を別記 3 の事項を調査審議する臨時委員に、炉安審令第 2 条第 2 項及び燃安審令第 2 条第 2 項の規定に基づき、別記 2 に掲げる者を別記 3 の事項を調査する専門委員に任命することとする。

（2）地震、津波等の事象に係る臨時委員及び専門委員

炉安審令第 2 条第 1 項及び燃安審令第 2 条第 1 項の規定に基づき、別記 4 に掲げる者を別記 6 の事項を調査審議する臨時委員に、炉安審令第 2 条第 2 項及び燃安審令第 2 条第 2 項の規定に基づき、別記 5 に掲げる者を別記 6 の事項を調査する専門委員に任命することとする。

**別記1：核燃料安全専門審査会 臨時委員 任命予定者
(原子炉安全専門審査会臨時委員として任命済み)**

おくの みつる
奥野 充

学校法人福岡大学理学部地球圏科学科 教授

たかはし ひろあき
高橋 浩晃

国立大学法人北海道大学大学院理学研究院附属地震火山研究
観測センター 教授

(敬称略、五十音順)

**別記2：核燃料安全専門審査会 専門委員 任命予定者
(原子炉安全専門審査会専門委員として任命済み)**

うえだ ひでき
上田 英樹

国立研究開発法人防災科学技術研究所 主任研究員
同研究所地震津波火山ネットワークセンター火山観測管理室
室長

たなか あきこ
田中 明子

国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合センター
活断層・火山研究部門マグマ活動研究グループ
研究グループ長

(敬称略、五十音順)

別記3：調査させる特別の事項または専門の事項

1. 火山事象に関し、国内外で発生した災害、行政機関等が発表した知見等に係る情報の収集・分析結果をもとに、規制上の対応の要否について調査審議を行い、助言を行うこと。
2. 発電用原子炉設置者の火山モニタリング結果に対する原子力規制委員会の評価について調査審議を行い、助言を行うこと。
3. 核燃料施設事業者の火山モニタリング結果に対する原子力規制委員会の評価について調査審議を行い、助言を行うこと。

備考 2. は原子炉安全専門審査会の臨時委員及び専門委員、3. は核燃料安全専門審査会の臨時委員及び専門委員に対するものとする。

**別記4：原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会 臨時委員
任命予定者**

たかはし 高橋	ともゆき 智幸	学校法人関西大学 理事 同学社会安全学部 教授
たにおか 谷岡	ゆういちろう 勇市郎	国立大学法人北海道大学大学院理学研究院附属地震火山研究 観測センター 教授
とおだ 遠田	しんじ 晋次	国立大学法人東北大学災害科学国際研究所 教授
みやけ 三宅	ひろえ 弘恵	国立大学法人東京大学地震研究所 准教授

(敬称略、五十音順)

**別記5：原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会 専門委員
任命予定者**

あづま 吾妻	たかし 崇	国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合センター 活断層・火山研究部門活断層評価研究グループ 主任研究員
-----------	----------	--

(敬称略)

別記6：調査させる特別の事項または専門の事項

○地震・津波等の事象に関し、国内外で発生した災害、行政機関等が発表した知見等に係る情報の収集・分析結果をもとに、規制上の対応の要否について調査審議を行い、助言を行うこと。

原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会 臨時委員
候補者略歴

令和 2 年 9 月 3 0 日
原 子 力 規 制 庁

氏名 (年齢※1) 主たる専門分野※2	現職	主な職歴
<p>おくの みつる 奥野 充</p> <p>(55 歳)</p> <p>・ 自然災害 (地 震、津波等)</p>	<p>学校法人福岡大学理学部地球 圏科学科 教授</p>	<p>1998 年 福岡大学理学部 助手</p> <p>2002 年 福岡大学理学部 講師</p> <p>2006 年 福岡大学理学部 助教授・准 教授</p> <p>2011 年 現職</p> <p>2012 年 福岡大学産学官連携研究機関 国際火山噴火史情報研究所 所長</p>

氏名 (年齢※ ¹) 主たる専門分野※ ²	現職	主な職歴
たかはし ともゆき 高橋 智幸 (53歳) ・自然災害(地震、津波等)	学校法人関西大学 理事 同 社会安全学部 教授 同 社会安全学部 学部長	1993年 東北大学工学部土木工学科 助手(災害制御研究センター) 1998年 京都大学防災研究所巨大災害 研究センター 助手 2000年 米国ワシントン大学 客員研 究員(文部省在外研究員) 2002年 秋田大学工学資源学部土木環 境工学科 助教授 2005年 米国ハワイ大学 客員研究員 (文部科学省海外先進研究実 践支援プログラム) 2007年 秋田大学工学資源学部土木環 境工学科 准教授 2010年 現職(関西大学社会安全学部 安全マネジメント学科教授) 2018年 現職(関西大学理事、同社会安 全学部 学部長)
	(他組織委員等) 2012年～ 文部科学省 地震 調査研究推進本部 専門委員 2014年～ 国土交通省東北地 方整備局 東北地 方整備局 リバー カウンセラー 2019年～ 大阪府河川構造物 等審議会 委員 2019年～ 高槻市都市計画審 議会 委員 2019年～ 大阪府石油コンビ ナート等防災本部 専門員及び大阪府 石油コンビナート 等防災計画進行管 理検討部会 部会 員	(他組織委員等) 2014～2015年 大阪府石油コンビナ ート等防災本部 専 門員 2015～2017年 大阪市港湾審議会 委員 2016～2017年 大阪府河川構造物等 審議会 委員 2016～2017年 高槻市水害・土砂災害 ハザードマップ検討 委員会 委員 2016～2018年 吹田市総合計画審議 会 委員 2017～2018年 島根県地震津波防災 対策検討委員会委員 2017～2019年 高槻市都市計画審議 会 委員 2017～2019年 大阪府石油コンビナ ート等防災計画進行 管理検討部会専門員 2018～2020年 福井県津波浸水想定 設定に関するアドバ イザー

氏名 (年齢※ ¹) 主たる専門分野※ ²	現職	主な職歴
<p>たかはし ひろあき 高橋 浩晃</p> <p>(50歳)</p> <p>・自然災害(地震、津波等)</p>	<p>国立大学法人北海道大学大学院理学研究院附属地震火山研究観測センター 教授</p>	<p>1998年 北海道大学大学院理学研究科附属地震火山研究観測センター 助手・助教</p> <p>2001年 ハワイ大学地球物理惑星学研究所 客員研究員</p> <p>2007年 北海道大学大学院理学研究院附属地震火山研究観測センター 准教授</p> <p>2010年 東京大学地震研究所 客員准教授</p> <p>2017年 現職</p> <p>2018年 北海道大学大学院理学研究院附属地震火山研究観測センター センター長</p>
	<p>(他組織委員等)</p> <p>2010年～ 文部科学省 地震調査研究推進本部政策委員会調査観測計画部会 委員</p> <p>2015年～ 国土地理院 地震予知連絡会 委員</p>	<p>(他組織委員等)</p> <p>2011～2012年 北海道 防災会議北海道に津波をもたらす想定地震の再検討ワーキンググループ 委員</p>

氏名 (年齢※ ¹) 主たる専門分野※ ²	現職	主な職歴
たにおか ゆういちろう 谷岡 勇市郎 (61 歳) ・自然災害（地震、津波等）	国立大学法人北海道大学大学院理学研究院附属地震火山研究観測センター 教授 (他組織委員等) 2009 年～ 文部科学省 地震調査委員会 委員 2018 年～ 北海道原子力専門有識者会議 委員 2018 年～ 札幌市地震被害想定検討委員会 委員長 2020 年～ 文部科学省 地震調査委員会津波評価部会 部会長	1996 年 気象庁 気象研究所 研究官 2003 年 国立大学法人北海道大学大学院理学研究科附属地震火山研究観測センター 助教授 2007 年 国立大学法人北海道大学大学院理学研究科附属地震火山研究観測センター 准教授 2009 年 現職

氏名 (年齢※ ¹) 主たる専門分野※ ²	現職	主な職歴
と お だ し ん じ 遠 田 晋 次 (53 歳) ・ 自然災害 (地 震、津波等)	国立大学法人東北大学 災害 科学国際研究所 教授	1991 年 電力中央研究所 研究員 1999 年 東京大学地震研究所 助手 2001 年 産業技術総合研究所 研究員 2009 年 京都大学防災研究所 准教授 2012 年 現職
	(他組織委員等) 2014 年～ 経済産業省資源工 ネルギー庁二酸化 炭素貯留適地調査 事業委託業務に係 る有識者委員会 委員 2014 年～ 石川県原子力安全 専門委員会 委員	(他組織委員等) 2015～2018 年 鳥取県津波対策委員会 委員 2015～2018 年 島根県地震津波対策検 討委員会 委員 2018～2019 年 原子力規制委員会 震 源を特定せず策定する 地震動に関する検討チ ーム 外部専門家
み や け ひ ろ え 三 宅 弘 恵 (45 歳) ・ 自然災害 (地 震、津波等)	国立大学法人東京大学地震研 究所 准教授	2005 年 国立大学法人東京大学 助手 (2007 年より助教) 2015 年 現職
	(他組織委員等) 2005 年～ 文部科学省 地震 調査研究推進本部 専門委員 2009 年～ 文部科学省 科学 技術・学術審議会 専門委員	(他組織委員等) 2018～2019 年 原子力規制委員会 震 源を特定せず策定する 地震動に関する検討チ ーム 外部専門家

(敬称略、50音順)

※1:「年齢」は就任時(令和2年11月21日)における年齢。

※2:「主たる専門分野」とは、平成25年度第41回原子力規制委員会(平成26年2月5日)
資料1「原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の設置について」における
「原子炉安全専門審査会、核燃料安全専門審査会委員を選定する分野」に示された分野
を踏まえ、候補者が記載したもの。

原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会 専門委員
候補者略歴

令和2年9月30日
原子力規制庁

氏名 (年齢※ ¹) 主たる専門分野※ ²	現職	主な職歴
<p>あづま たかし 吾妻 崇 (51歳)</p> <p>・自然災害(地震、津波等)</p>	<p>国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合センター活断層・火山研究部門活断層評価研究グループ 主任研究員</p> <p>(他組織委員等) 2016年～ 浜松市 廃棄物処理施設設置等調整委員 2019年～ 文部科学省 地震調査委員会強震動評価部会 委員</p>	<p>1998年 通商産業省工業技術院 地質調査所 地震地質部 技官 2000年 総理府大臣官房原子力安全室調査室 安全調査官 2001年 内閣府原子力安全委員会事務局 安全調査官 2002年 独立行政法人産業技術総合研究所活断層研究センター 研究員 2008年 文部科学省研究開発局地震防災研究推進課 地震調査官 2009年 独立行政法人産業技術総合研究所活断層地震研究センター 主任研究員 2013年 原子力規制庁地震・津波対策管理官付 規制専門員 2015年 現職</p> <p>(他組織委員等) 2007～2012年 経済産業省 総合資源エネルギー調査会 臨時委員 2016～2019年 文部科学省 地震調査委員会地震動予測地図ワーキンググループ 委員</p>

氏名 (年齢※ ¹) 主たる専門分野※ ²	現職	主な職歴
うえだ ひでき 上田 英樹 (46 歳) ・自然災害(地震、津波等)	国立研究開発法人防災科学技術研究所 主任研究員 同研究所地震津波火山ネットワークセンター火山観測管理室 室長	2002 年 防災科学技術研究所 特別研究員 2004 年 防災科学技術研究所 任期付研究員 2006 年 防災科学技術研究所 主任研究員 2014 年 防災科学技術研究所地震・火山観測データセンター火山観測管理室 室長 2016 年 現職(防災科学技術研究所主任研究員) 2016 年 現職(防災科学技術研究所地震津波火山ネットワークセンター火山観測管理室 室長)
	(他組織委員等) 2018 年～ 内閣府 火山防災に係る技術動向検討グループ 委員 2019 年～ 気象庁 火山噴火予知連絡会 委員	

氏名 (年齢※ ¹) 主たる専門分野※ ²	現職	主な職歴
たなか あきこ 田中 明子 (56 歳) ・自然災害(地震、津波等)	国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合センター活断層・火山研究部門マグマ活動研究グループ 研究グループ長 (他組織委員等) 2020 年～ 文部科学省 科学技術・学術審議会測地学分科会火山研究推進委員会 委員	1993 年 通商産業省工業技術院地質調査所(現:産業技術総合研究所)地殻物理部 研究官 1997 年 通商産業省工業技術院地質調査所地殻物理部 主任研究官 2001 年 産業技術総合研究所地球科学情報研究部門 主任研究員 2006 年 同研究所企画本部 企画主幹、イノベーション室 企画主幹 2014 年 同研究所地質調査情報センター地質・衛星情報サービス室 室長 2015 年 現職

(敬称略、50音順)

※1:「年齢」は就任時(令和2年11月21日)における年齢。

※2:「主たる専門分野」とは、平成25年度第41回原子力規制委員会(平成26年2月5日)資料1「原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の設置について」における「原子炉安全専門審査会、核燃料安全専門審査会委員を選定する分野」に示された分野を踏まえ、候補者が記載したもの。

平成 25 年度第 41 回原子力規制委員会 資料 1 (抜粋)

原子炉安全専門審査会、核燃料安全専門審査会委員を選定する分野

原子炉安全専門審査会、核燃料安全専門審査会の委員は、以下に示す分野のうちから選定するものとする。なお、両審査会に調査審議を指示する事項を踏まえ、必要に応じ、委員を選定する分野を追加する。

○ 原子炉安全専門審査会

- ・ 原子炉
- ・ 放射線
- ・ 自然災害（地震、津波等）
- ・ 人的、組織的要因（ヒューマンファクター、品質保証等）
- ・ 原子力以外の産業における安全
- ・ その他、原子炉の安全に関連する分野（核セキュリティを含む）

○ 核燃料安全専門審査会

- ・ 核燃料物質
- ・ 放射性廃棄物
- ・ 放射線
- ・ 自然災害（地震、津波等）
- ・ 人的、組織的要因（ヒューマンファクター、品質保証等）
- ・ 原子力以外の産業における安全
- ・ その他、核燃料、廃棄物の安全に関連する分野（核セキュリティを含む）

○原子炉安全専門審査会令（平成二十四年政令第二百三十一号）

（組織）

第一条 原子力規制委員会設置法第十五条第一項の政令で定める員数は、三十人とする。

2 原子炉安全専門審査会（以下「審査会」という。）に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（臨時委員等の任命）

第二条 臨時委員は、学識経験を有する者のうちから、原子力規制委員会委員長が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、原子力規制委員会委員長が任命する。

（臨時委員等の任期等）

第三条 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

2 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

3 臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（部会）

第四条 審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき審査委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する審査委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する審査委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審査会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審査会の議決とすることができる。

（議事）

第五条 審査会は、審査委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審査会の議事は、審査委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。

（資料の提出等の要求）

第六条 審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第七条 審査会の庶務は、原子力規制委員会原子力規制庁において処理する。

（審査会の運営）

第八条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

○核燃料安全専門審査会令（平成二十四年政令第二百三十二号）

（組織）

- 第一条 原子力規制委員会設置法第十九条第一項の政令で定める員数は、二十人とする。
- 2 核燃料安全専門審査会（以下「審査会」という。）に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（臨時委員等の任命）

- 第二条 臨時委員は、学識経験を有する者のうちから、原子力規制委員会委員長が任命する。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、原子力規制委員会委員長が任命する。

（臨時委員等の任期等）

- 第三条 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 2 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 3 臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（部会）

- 第四条 審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき審査委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する審査委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する審査委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審査会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審査会の議決とすることができる。

（議事）

- 第五条 審査会は、審査委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 審査会の議事は、審査委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。

（資料の提出等の要求）

- 第六条 審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

- 第七条 審査会の庶務は、原子力規制委員会原子力規制庁において処理する。

（審査会の運営）

- 第八条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

制定 平成26年2月5日 原規技発第1402051号 原子力規制委員会決定
改定 平成26年4月16日 原規規発第14041613号 原子力規制委員会決定
改正 平成29年11月22日 原規規発第1711224号 原子力規制委員会決定
改正 令和元年6月20日 原規規発第1906201号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会が、原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の委員の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件を次のように定める。

平成26年2月5日

原子力規制委員会

原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について

1. 目的

原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会は、原子炉又は核燃料物質に係る安全性に関する事項を調査審議することを目的として設置されるものであり、透明性・中立性を保った審議を行う必要があることから、その審査委員、臨時委員及び専門委員（以下「審査委員等」という。）の任命に当たっての要件等を定める。

2. 原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の要件

原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等は、原子炉又は核燃料物質の安全性に関して専門的知識及び経験並びに高い見識を有する者とし、その候補者の選定に当たっては、以下を欠格要件とする。ただし、特別な事項を調査審議等させるに当たって必要となる特定の専門分野の学識経験を有する者が限られる場合など、審査委員の候補者の選定に当たって相当の事由があると原子力規制委員会が認め、又は臨時委員及び専門委員の候補者の選定に当たって相当の事由があると原子力規制委員会委員長が認めるものについては、この限りではない。

なお、この場合については、その事由を公表する。

- ① 原子力事業者（原子力に係る加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行い、又は発電用原子炉を設置する者（独立行政法人、大学、公益社団法人及び公益財団法人を除く。）をいう。以下同じ。）の役員又は従業者である者
- ② 原子力事業者の子会社の役員又は従業者である者

- ③ 原子力事業者の団体（電気事業連合会、一般財団法人電力中央研究所及び一般社団法人日本原子力産業協会をいう。）の役員又は従業者である者
- ④ 原子力事業者と経済的に強いつながりが認められる原子炉設備メーカー（株式会社東芝、株式会社日立製作所及び三菱重工業株式会社をいう。）の役員又は従業者である者
- ⑤ 任命前の3年間（3. の自己申告日の属する年度の前の3年度及び当該申告年度の申告日までの期間をいう。以下同じ。）に、①から④までのいずれかであった者（非常勤かつ無報酬であった者を除く。）

3. 自己申告を求め、任命に際して情報公開する事項

原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等として任命するときは、当該候補者に別添1に従い、2. の欠格要件に該当しないこと及び次に掲げる事項について自己申告を求め、その任命後、その情報を公開する。当該任命された者が次年度以降も引き続き在任するときも、同様とする。

- ① 任命前の3年間において、同一の原子力事業者等（2. ①の「原子力事業者」、②の「子会社」、③の「団体」及び④の「原子炉設備メーカー」をいう。以下同じ。）から1年度あたり50万円以上の報酬等を受領している場合は、その旨及びその支払者
- ② 任命前の3年間において、個人の研究又は所属する研究室等に対し、原子力事業者等から寄附等を受けている場合は、その旨並びにその提供者及び金額

附 則

この規程は、平成26年2月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年11月22日から施行する。この規程による改正後の「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」は、施行日後に行う審査委員等の任命及びこれに係る自己申告から適用し、また、この改正の施行の際現に任命されている審査委員等に係る自己申告については、平成30年度分から適用する。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の
審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性の確保に関する自己申告書

申告日： 年 月 日

原子力規制委員会 殿

(所属及び役職)

(氏 名)

「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」に基づく自己申告について

<欠格要件について>

- 「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の2. ①から⑤までのいずれにも該当しません。

<報酬等の受領の有無等について>

- (A) 「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の3. ①及び②のいずれにも該当しません。
- (B) 「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の3. ①又は②のいずれかに該当します。

(備考)

- 1 上記の該当する□にチェックしてください。
- 2 (B)に該当する場合には、様式1に従って該当する項目にその内容を記入の上、提出してください。
- 3 申告日時点で(B)に該当しない場合でも、本自己申告日以降に(B)に該当することになった場合には、その時点で改めて自己申告書及び様式1を記入の上、提出してください。
- 4 任命後、自己申告書及び様式1に記載された情報(3により追加提出されたものを含む。)は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。)の不開示要件に該当するものを除き、公開の対象とします。
- 5 なお、自己申告書及び様式1については、年度ごとに提出をお願いします。
- 6 氏名欄は、タイプによる印字等で記名してください(署名・押印は必要ありません。)

申告日： 年 月 日

原子力事業者等からの報酬等に関する申告

① 任命前の3年間※1における同一の原子力事業者等※2からの1年度あたり50万円以上の報酬等※3の受領の有無について

該当の有無	原子力事業者等の名称	提供年度
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		年度

※1：「任命前の3年間」とは、自己申告日の属する年度の前の3年度及び当該申告年度の申告日までの期間をいいます。

※2：「原子力事業者等」とは、「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の2. ①の「原子力事業者」、②の「子会社」、③の「団体」及び④の「原子炉設備メーカー」をいいます。

※3：「報酬等」には、名目の如何を問わず、同一の原子力事業者等から個人が受領する講演、原稿の執筆、技術支援及び外部有識者会議への参加等により得られる報酬などが含まれます。

②-1 任命前の3年間における個人の研究又は所属する研究室等に対する原子力事業者等からの寄附※4の有無について

該当の有無	原子力事業者等の名称	提供年度	研究テーマ名※5	使途	金額
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		年度			

②-2 任命前の3年間における個人の研究又は所属する研究室等に対する原子力事業者等からの委託・請負事業、又は原子力事業者等との共同研究※6の有無について

該当の有無	原子力事業者等の名称	実施年度	契約形態	研究テーマ名※5	使途	金額
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		年度	<input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 共同研究			

※4：「個人の研究又は所属する研究室等に対する原子力事業者等からの寄附」には、研究室等に所属する他の研究員宛ての奨学寄附金は含まれません。

※5：「研究テーマ名」について情報公開法上の不開示要件に該当することから不開示を希望する場合は、その理由を申告して下さい。その場合は、当該理由を公表します。

※6：「個人の研究又は所属する研究室等に対する原子力事業者等からの委託・請負事業、又は原子力事業者等との共同研究」に係る金額には、申告者が研究代表者等として行う研究費について、原子力事業者等以外の機関等を経由して間接的に得る研究費も含まれます。なお、国の研究の一部として行われる研究事業は含まれません。

(様式内に収まらない場合には、別葉に御記載願います。)